

ちは広域連合だより

第17号

(平成26年11月1日現在)千葉県人口**6,199,609**人 (平成26年10月31日現在)被保険者数**650,786**人

千葉県の後期高齢者医療の平成25年度の決算状況をお知らせします。

特別会計決算

被保険者のみなさまの医療費の給付等に使われた「特別会計」の決算状況をお知らせします。

特別会計の歳入決算額(収入)は4,861億9,267万円、歳出決算額(支出)は4,733億2,672万円で歳入歳出差引残額は128億6,595万円でした。

この残額は、26年度に繰り越して、25年度に交付された国庫負担金等の精算による返還金等に充てられ、その残額(実質的な剰余金)26億7,264万円をみなさまの保険料の負担を軽減するために設置されている保険料調整基金に積み立てました。

市町村支出金の内訳

854億5,958万円



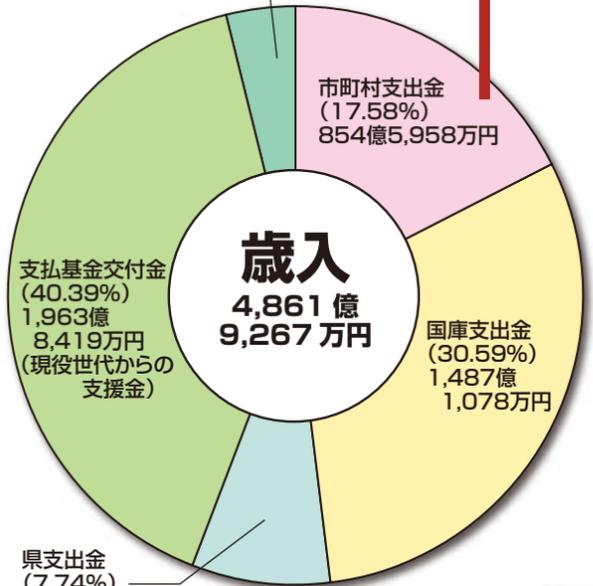
保険基盤安定負担金(1.44%)
70億990万円

療養費等(3.22%)
152億6,057万円

高額療養諸費(3.83%)
181億2,930万円

その他(3.54%)
167億3,300万円

その他(3.70%)
180億1,836万円



療養給付費の内訳

4,232億385万円



歳出は、療養給付費と療養費4,384億円、みなさまの医療費の負担が高額になったときに支給する高額療養費等181億円で96.46%を占めています。その他に葬祭費16億円、保健事業費18億円、医療機関へ医療費を支払うための手数料10億円などの経費を支払いました。

これらの経費には、みなさまから納められた保険料418億円、国・県・市町村からの支出金2,300億円のほか、現役世代からの支援金(支払基金交付金)1,964億円などが充てられています。

平成25年度決算の概要

一般会計決算

広域連合の運営に必要な事務費である一般会計の歳入決算額(収入)は17億8,582万円、歳出決算額(支出)は16億7,252万円で歳入歳出差引額は1億1,330万円でした。この金額は26年度に繰り越しました。

保険料は貴重な財源です

被保険者のみなさまから納められた保険料は、後期高齢者医療制度を運営するための貴重な財源です。納付期限までの保険料の納付にご協力ください。

また、納付が困難な場合は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。



平成25年度の千葉県の一人当たりの医療費について



平成25年度の医療費の総額は、4,983億7,038万円となっており、そのうち保険給付費(※1)として4,565億9,372万円を千葉県後期高齢者医療広域連合が負担しています。

千葉県の一人当たりの医療費は、79万7,245円となり、前年度(78万7,672円)と比較し1.2%増加しました。医療費の増加は、みなさんの保険料の増加につながります。健康診査の受診による健康管理や「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」(※2)を利用するなど医療費の適正化にご協力をお願いします。

	平成25年度(※3)	前年度(24年度)	増減
平均被保険者数	平成25年3月から平成26年2月まで 62万5,116人	平成24年3月から平成25年2月まで 59万9,962人	2万5,154人 (4.19%)
医療費の総額	4,983億7,038万円	4,725億7,365万円	257億9,673万円 (5.46%)
一人当たりの医療費	79万7,245円	78万7,672円	9,573円 (1.22%)

※1 保険給付費(保険者負担額)は、医療費から被保険者の自己負担額等を除いたものです。

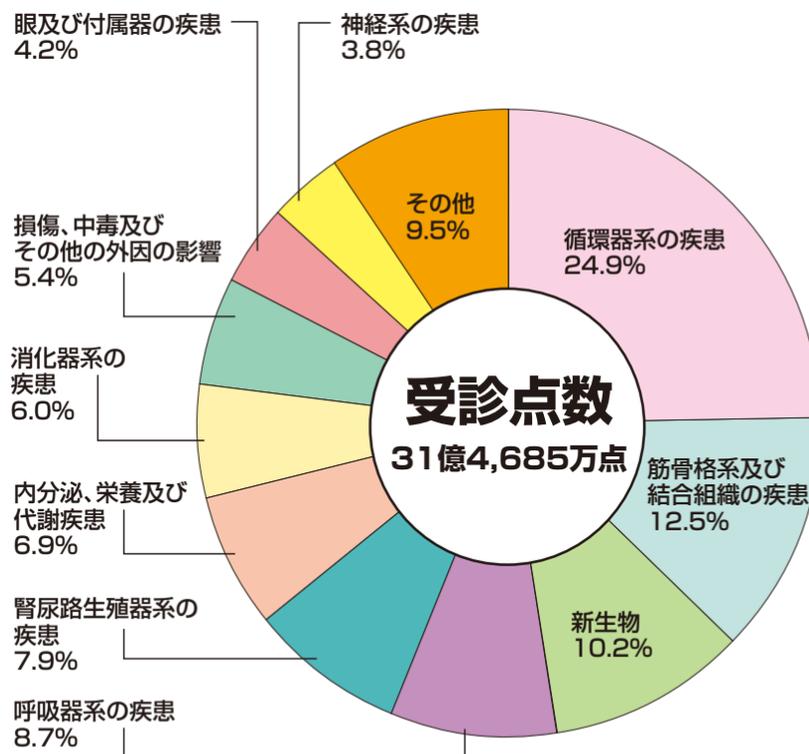
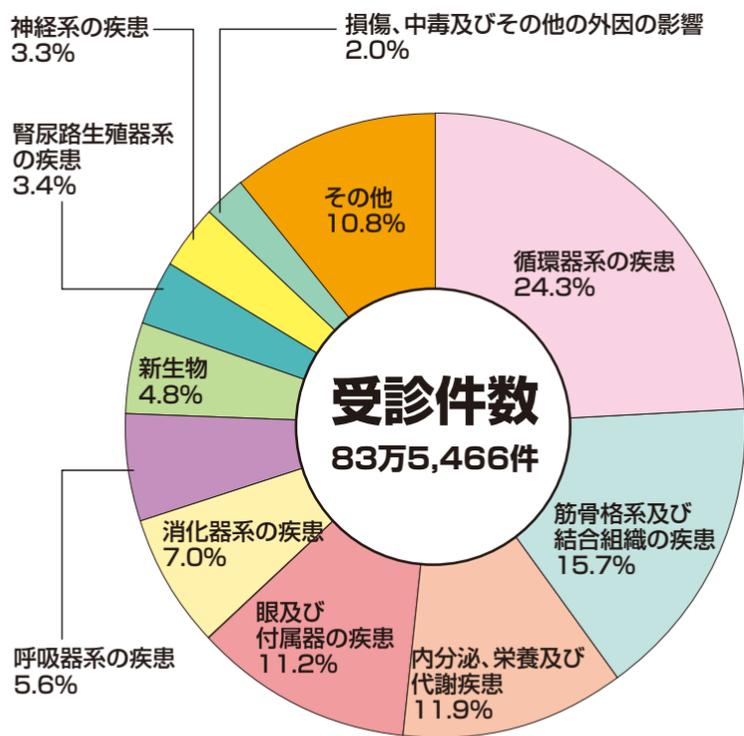
※2 ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許期間等が終了したあとに、他の製薬会社が先発医薬品との同等性を証明して、一般的に低価格で作られる医薬品のことです。

※3 速報値ですので、今後変更となる可能性があります。

千葉県の後期高齢者医療被保険者の疾病統計について

平成26年5月診療を基に疾病統計を作成しました。循環器系疾患(高血圧、脳梗塞、心臓病など)の受診が多くなっています。

1位は、どちらも生活習慣が大きく関係しておこる循環器系の疾患です。



食習慣・運動不足・ストレス・喫煙・過度の飲酒等、普段の生活を見直し、生活習慣病を予防しましょう。

海外療養費を請求される方へ

海外に渡航中、治療を受けた場合、海外療養費の支給申請ができますが、厚生労働省の指導により、申請の際にパスポートのコピーをいただいております。

市町村窓口にて海外療養費の申請をする際は、パスポートの持参をお願いいたします。



お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

「被保険者資格の喪失に伴う医療費の請求」及び 「被保険者の負担割合変更等に伴う一部負担金の差額分の請求」について

広域連合では、被保険者の一部負担金に関する公平性の確保と適正な医療給付を図るため、「被保険者資格の喪失に伴う医療費の支払い」や「被保険者の負担割合の変更に伴う差額分についての支払い」を求める納入通知書をお送りします。



●「保険者資格の喪失に伴う医療費の支払い」とは…

転出等により被保険者資格を失った後に、被保険者証を使用して医療給付を受けた際、当広域連合で負担した医療費を返還していただきます。

●「負担割合の変更に伴う差額分支払い」とは…

所得の修正申告等により、医療機関等で受診した際に窓口でご負担いただく負担割合が、1割から3割負担に変更となった場合、2割分の差額を返還していただきます。

※現在、平成20年以降、所得の修正等があったすべての方について、確認作業を行っており、過去の分についても、返還を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

返還方法

該当する方には、広域連合から通知をお送りいたしますので、同封の納入通知書に記載されている金融機関で、納付期限までにお支払いをお願いします。

※負担割合が3割から1割に変更となった場合の差額分の返還の際は、申請手続が必要となりますので、お住まいの市区町村窓口でお手続をお願いします。

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

平成26年分の確定申告をされる方へ

①後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象となります。

後期高齢者医療保険料は、平成26年中(1月1日から12月31日)に納付した全額が社会保険料控除の対象となります。確定申告の際、納付した金額を申告書に記載してください。

○特別徴収の方

年金天引きされている方は、年金の源泉徴収票に控除金額が記載されているのでご確認ください。

○普通徴収の方

口座振替や納付書によりお支払いされている方は、通帳や領収書をご確認ください。

また、後期高齢者医療保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の後期高齢者医療保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

納付した金額等不明な点は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にお問い合わせください。

②申告分離課税を選択した所得は保険料及び医療費の自己負担の割合を算定する上での対象所得となります。

総合課税分の所得だけでなく、申告分離課税として選択した山林所得、長期(短期)譲渡所得、株式譲渡所得や配当所得なども後期高齢者医療保険料(所得割額)及び医療費の自己負担の割合を算定する上での対象所得となります。

③株式譲渡損失等を申告される方はご注意ください。

医療費の自己負担の割合は以下の条件に当てはまると3割負担になります。

「市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者やその方と同じ世帯にいる被保険者」で、かつ「年間収入金額が世帯内に被保険者1人の場合で383万円以上、2人以上の世帯で合計520万円以上」

ここでいう収入金額とは、所得税法上の収入金額であり、株式の譲渡益ではなく、売却代金で判断されます。

よって、市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者の方で、株式譲渡益がマイナスになったことにより損失等の申告をされた場合などでも、その売却代金により、医療費の自己負担の割合が3割負担になってしまう場合がありますのでご注意ください。

※市町村民税の課税所得とは、所得金額の合計から、市町村民税における所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、医療費控除など)の合計額を差し引いて算出した額の千円未満の端数を切り捨てた金額です。分離課税分がある場合には、総合課税・分離課税分を別々に算出し、その後に合算して算出した金額となります。

なお、確定申告についての詳細は、所轄の税務署またはお住まいの市(区)町村の税務担当課にご相談ください。

医療費の自己負担額や保険料の減免について

災害や心身の故障、事業の休廃止による収入の著しい減少など、突発的な事情により、医療費の自己負担額や保険料を納めることが困難になったときは、申請によりその医療費の自己負担額や保険料が減免される場合があります。

医療費の自己負担額や保険料の減免についての相談は、市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

還付金等詐欺 に気をつけて!!

広域連合・市(区)町村・金融機関などの職員を名乗り、「還付金があります」などとかたり、お金をだまし取ろうとする事件が多発しております。

少しでもおかしいと感じたら、広域連合、お住まいの市(区)町村窓口、最寄りの警察署等にご相談ください。



ATMの操作をお願いすることは絶対にありません!



ATMを操作しても、医療費等は還付されません!



口座番号、暗証番号などの個人情報は教えない!



教えられた電話番号には電話しない!



還付金の申請期限が過ぎています。すぐに携帯電話をもってATMへ行ってください。



お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

千葉県在宅歯科医療連携室 (電話相談窓口)



千葉県歯科医師会では、千葉県の委託を受け、千葉県口腔保健センター内に「千葉県在宅歯科医療連携室」を設置し、相談を受け付けています。

●主な相談内容

- ①在宅歯科医療に関する相談
- ②身体の不自由な方や介護が必要で歯科医院に通院できない方からの近隣の訪問歯科医療が可能な歯科医院の相談
- ③在宅歯科医療を行う上での、医療機関や介護事業者等との調整など

●受付時間

- 1.電話での受付 043-241-8020
月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで
(年末年始、祝日を除く)
- 2.FAXでの受付 043-241-8218
365日受け付けています。連絡は後日になることがあります。

お問い合わせ
一般社団法人 千葉県歯科医師会
千葉県口腔保健センター内 在宅歯科医療連携室
☎043-241-8020

第2回広域連合議会定例会が 開催されました



11月19日に、千葉市内で平成26年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

定例会では、広域連合長が提出した、長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例案など7件が審議され、全て原案のとおり可決されました。

一般質問には2人が登壇し、後期高齢者医療制度と広域連合の行政についての質問が行われました。

第2回定例会の議案と議決結果

(会議録は、12月末までにホームページに掲載します。)

- 議案第1号 監査委員の選任について **【原案同意】**
(鈴木英吉議員(富里市議)を監査委員に選任するもの)
- 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
広域連合職員の給与について、県に準じて改正を行うもの **【原案可決】**
- 議案第3号 長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について
長期継続契約ができる期間の延長と対象となる契約を明確化するもの **【原案可決】**
- 議案第4号 平成25年度一般会計歳入歳出決算の認定について **【原案認定】**
- 議案第5号 平成25年度特別会計歳入歳出決算の認定について **【原案認定】**
- 議案第6号 平成26年度一般会計補正予算(第1号) **【原案可決】**
- 議案第7号 平成26年度特別会計補正予算(第1号) **【原案可決】**

(議案名中の『千葉県後期高齢者医療広域連合』は省略)

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿(議員定数54人) (平成26年11月19日第2回定例会現在)

四街道市	横芝光町	八千代市	八街市	茂原市	睦沢町	南房総市	松戸市	船橋市	富津市	野田市	成田市	習志野市	流山市	長柄町	富里市	東庄町	東金市	長南町	長生村	銚子市	千葉市	館山市	多古町	袖ヶ浦市	匝瑳市	白井市	白子町	芝山町	酒々井町	山武市	佐倉市	栄町	神崎町	九十九里町	鋸南町	君津市	木更津市	鴨川市	鎌ヶ谷市	香取市	勝浦市	柏市	御宿町	大多喜町	大網白里市	浦安市	印西市	市原市	一宮町	市川市	いすみ市	我孫子市	旭市	市町村名
清水清子	川島富士子	菊田多佳子	中田眞司	初谷智津枝	今関澄男	青木建二	小沢敏夫	池沢敏雄	鈴木有明	飯島照隆	谷岡隆一	海老原功一	山根義弘	鈴木英吉	宮崎正吾	石田敏光	丸口昭二	門竹二	加瀬竹一	宇留間又衛門	本橋芳廣	加瀬幸子	塚本幸夫	佐瀬公純	幸正純一	石田謙一	小早稲賢一	越川哲	清宮誠	大澤義和	寶田久元	浅岡明厚	伊藤茂明	安藤敬彦	岡田利彦	辰野武人	松澤一男	田代洋男	岩瀬一治	日暮栄治	大野真弓	宮中真夫	宝丸新史	金丸和子	竹内直子	袴田清海	竹内清海	荒井正	佐々木豊治	林七巳	議員名			

※市町村名は五十音順
◎は議長 ○は副議長

次の広域連合議会定例会は、平成27年2月9日(月)に開催する予定です。

お問い合わせ

千葉県後期高齢者医療広域連合

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

- 本紙、広域連合の運営、議会について 総務課 ☎043-216-5011
- 保険料、被保険者の資格について 資格保険料課 ☎043-308-6768
- 保険給付、保健事業について 給付管理課 ☎043-216-5013

お問い合わせの際に、間違い電話となってしまうケースが増えております。番号の押し間違いのないようお願い申し上げます。